

令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う報酬変更のお知らせ

いつもこのこのリーフ練馬をご利用いただきましてありがとうございます。

令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、各サービスの報酬・基準についての見直しが行われ、4 月ご利用分から適用されることとなりました。

つきましては、報酬改定後のこのこのリーフ練馬サービス内容（基本報酬、加算体型）と、それに応じた単位数をお伝えしますのでご確認をお願いします。

基本 加 算	① 一日あたり	1. 基本報酬（授業終了後）	604 単位
		2. 基本報酬（学校休業日）	721 単位
		3. 児童指導員等加配加算（※1）	123 単位
		4. 個別サポート加算（※2）	100 単位
	② 一回	5. 欠席時対応加算（月 4 回まで）（※3）	94 単位
		6. 送迎加算（片道）	54 単位
	③ 一月	7. 利用者負担上限管理加算（※4）	150 単位
		8. 特例的な上乗せ加算（※5）	基本報酬合計×0.1%
		9. 福祉・介護職員処遇改善加算（※6）	所定単価合計（1～8）×8.4%

※1【児童指導員等加配加算】基準人員に加え、理学療法士等、保育士、児童指導員等の者を加配した場合に加算されます。このこのリーフ練馬は 2021 年 4 月現在、児童指導員が 4 名在籍しており、上記単位の加算を算定しております。

※2【個別サポート加算】通所受給者証の特記事項欄「・放課後等デイサービス指標該当」が【有】となっている児童生徒に対してのみ対象の加算となります。

※3【欠席時対応加算】急病等により利用日の前々日、前日、当日（営業日換算）までに利用を中止した場合において、職員が今後の連絡調整、その他の相談援助を行うとともに、該当の児童生徒の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1 ヶ月に月 4 回を限度として算定します。

※4【利用者負担上限管理加算】通所受給者証の負担上限月額が 4,600 円、かつ複数の事業所を併用している場合、ご利用されている事業所間で 4,600 円を分配する必要があります。上限金額の分配を代表して管理する事業所が「上限管理事業所」となり、上記単位が加算されます。（上限管理事業所は保護者の方が選定することが出来、最もご利用日の多い事業所が選任されることが通例となっております。）

※5【特例的な上乗せ加算】新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価となり、令和 3 年 4 月から同年 9 月までの間、基本報酬に 0.1%の上乗せを行うこととなっております。

※6【福祉・介護職員処遇改善加算】福祉・介護職員の安定的な処遇改善を図るための環境整備とともに、福祉・介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設された加算となります。

■ご利用料金のおおよその目安について

ご利用料金は、単位数合計×地域単価（練馬区の1単位単価は11.20円）で計算されます。

例1：授業終了後に5回、学校休業日に1回ご利用された場合（送迎全て往復利用）

※上限管理なし、指標該当【無】

1. $604 \times 5 = 3020$ 2. $721 \times 1 = 721$ 3. $123 \times 6 = 738$ 4. なし
5. なし 6. $54 \times 12 = 648$ 7. なし 8. $(3020 + 721) \times 0.1\% = 374$
9. $(3020 + 721 + 738 + 6 + 0 + 648 + 0 + 374) \times 8.4\% = 462$
1～9の合計=5963

→ご利用料金 $5963 \times 11.20 = 66786$ 円

利用者は原則1割負担となりますので、負担額は6678円となりますが、受給者証に記載のある利用者負担上限月額を超えて請求することはない、上限月額を超えた料金は、法定代理受領により市区町村から事業所へ支給されます。

例2：授業終了後に5回、学校休業日に1回ご利用された場合（送迎全て往復利用）

※上限管理あり、指標該当【有】

1. $604 \times 5 = 3020$ 2. $721 \times 1 = 721$ 3. $123 \times 6 = 738$ 4. $100 \times 6 = 600$
5. なし 6. $54 \times 12 = 648$ 7. 150 8. $(3020 + 721) \times 0.1\% = 374$
9. $(3020 + 721 + 738 + 600 + 0 + 648 + 150 + 374) \times 8.4\% = 525$
1～9の合計=6776

→ご利用料金 $5963 \times 11.20 = 75891$ 円

利用者は原則1割負担となりますので、負担額は7589円となりますが、受給者証に記載のある利用者負担上限月額を超えて請求することはない、上限月額を超えた料金は、法定代理受領により市区町村から事業所へ支給されます。

加算に関して上記説明だけでは分かりにくいことも多いかと思います。ご不明点等ございましたらお気軽にお問い合わせ下さい。

報酬改定に伴い、保護者の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが何卒ご理解の程、よろしくお願い致します。